

山形海区漁業調整委員会処務規程

制定 昭和40年 2月 6日(第105回委員会)
改正 昭和41年 5月31日(第118回委員会)
昭和47年 9月22日(第168回委員会)
昭和51年 4月16日(第191回委員会)
昭和56年 3月30日(第213回委員会)
平成元年 7月17日(第252回委員会)
平成13年 4月24日(第302回委員会)
平成25年 6月18日(第362回委員会)
平成28年 8月23日(第380回委員会)
平成29年 4月28日(第383回委員会)
令和元年 5月21日(第393回委員会)

(趣旨)

第1条 この規程は、山形海区漁業調整委員会規程第4条の規定による職員の事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 事務局長は、山形海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）の命をうけ事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、上司の命をうけて事務局長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 海区漁業調整主査は、上司の命をうけて担当事務を処理する。
- 4 書記は、上司の命をうけて事務に従事する。

(事務の専決)

第3条 事務局長が専決することができる事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認める事項については、あらかじめ会長の指示をうけなければならない。

- 1 職員の事務分担の制定及び変更に関すること。
- 2 委員及び職員の旅行命令に関すること。
- 3 職員の休暇、時間外勤務及び休日勤務命令に関すること。
- 4 職員の職務に専念する義務免除、その他の服務に関する諸願の承認又は許可に関すること。

- 5 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、初任給調整手当及び児童手当の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定に関すること。
- 6 補助員の任命に関すること。
- 7 漁業調整上必要な資料の収集及び調査に関すること。
- 8 委員会指示に伴う承認事務に関すること。
- 9 前各号に定めるもののほか、所管事務のうち定例又は軽易な事項に関すること。

(専決事務の代決)

第4条 事務局長の専決事務については、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第5条 文書の取扱い並びに職員の服務に関する事項については、知事の事務部局の例による。

- 附 則 この規程は、昭和40年 2月 6日から施行する。
- 附 則 この規程は、昭和41年 5月31日から施行する。
- 附 則 この規程は、昭和47年 9月22日から施行する。
- 附 則 この規程は、昭和51年 4月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 附 則 この規程は、昭和56年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成元年 7月17日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成13年 4月24日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。